船橋市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、市内の障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所において、性被害防止に資するパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和５６年４月３０日規則第５０号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において用語の意義は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）に定めるところによる。

（補助対象施設等）

第３条　本事業の対象となる施設等（以下、「補助対象施設等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

（１）障害児入所施設（法第７条第２項に規定する支援を行う施設）

（２）障害児通所支援事業所（法第６条の２の２第１項に規定する事業を行う施設）

（３）障害児相談支援事業所（法第６条の２の２第６項に規定する事業を行う施設）

（補助金交付対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、船橋市内で補助対象施設等を設置又は運営している事業者（以下、「補助事業者」という。）であって市長が認める者とする。

（補助対象費用）

第５条　補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象施設が実施する性被害防止対策に必要な備品購入費等のうち、市長が適当と認める費用とする。

２　補助対象費用を算定するにあたっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行わなければならない。

３　この補助金は、次の各号に掲げる経費については、補助の対象としないものとする。

（１）国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業に係る経費

（２）施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）に係る経費

（３）既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業に係る経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象費用と１００，０００円を比較して少ない方の額に４分の３を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、市が指定する申請期間中に、市長に申請しなければならない。

（１）船橋市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金交付申請書（第１号様式）

（２）領収書等

（３）その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、前項の規定により申請するにあたって、原則として補助対象費用から消費税額及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

（１）免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。

（２）申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

３　申請者は、前項第２号により申請するにあたって、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付可否の決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否

を決定し、船橋市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金交付可否決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第９条　申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。

２　申請者は、前項に規定する財産について、その台帳を作成して管理状況を明らかにするとともに、当該財産の内容について市長に報告しなければならない。

３　市長の承認を受けて財産を処分することにより申請者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

４　申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

５　申請者のうち消費税額を補助対象費用に含めて申請した申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が０円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第３号様式）によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

６　申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、５年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、

器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付決定の取消等）

第１０条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年１２月５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月６日から施行し、第３条の本事業の対象となる施設等のうち、（１）は令和８年７月１日から適用とし、（２）及び（３）は令和８年４月１日から適用とする。

第１号様式

年　　月　　日

船橋市長　あて

法　人　名
施　設　名
所　在　地
代表者氏名

船橋市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金交付申請書

船橋市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請金額　　円

２　消費税の適用に関する事項（該当するものに☑（チェック））

①　補助金交付申請額の算定	
□	消費税額を補助対象費用に含めないで補助金交付申請額を算定
□	消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。（返還額が０円の場合も含む。）
②　①で「消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定」を選択した理由	
□	免税事業者である
□	簡易課税事業者である
□	消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
□	その他（　　）

第２号様式

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった船橋市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付します。　　交付決定額　　円

２　交付しません。

理由

第３号様式

年　　月　　日

船橋市長　あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法　人　名
施　設　名
所　在　地
代表者氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた船橋市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

１　船橋市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策支援事業費補助金交付額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金　　円

３　添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。